

特別養護老人ホームの入所申込者及び待機者(優先入所申込者)の状況

○調査の対象及び方法

入所基準に基づいて待機者(優先入所申込者)を適切に把握している特別養護老人ホーム15施設に対して、施設からみた待機者数及びその判断基準等について調査を実施。

○調査結果の概要 (別紙「特別養護老人ホームの入所申込者及び待機者(優先入所申込者)の状況について」参照)

- ・入所申込者に占める待機者の割合は、約1～76%とばらつきがあるが、平均では22.5%となっている。
- ・施設からみた待機者の判断基準として、国の指針で示している「介護の必要の程度」、「家族の状況」、「居宅サービスの利用に関する状況」はほとんどの施設で用いられており、その他として「認知症の状況」が8割、「虐待のケース」が3割程度の施設で用いられている。
- ・待機者の待機場所としては、自宅37.2%であり、自宅以外が62.8%(老健施設21.7%、医療機関28.8%)である。
- ・待機者の要介護度としては、要介護4以上が64.7%を占めており、要介護3以下は35.3%である。

○今後の対応

今回の調査はサンプル数が少ないため、平成22年度老人保健健康増進等事業で400～500施設を対象に、新たに待機者に関する実態調査を実施し、今年度末を目途に取りまとめを行う予定。

特別養護老人ホームの入所申込者及び待機者(優先入所申込者)の状況について

(平成22年9月調査)

	所在地	入 所 定 員				入所 申込 者数	申込者 名簿のメ ンテナ ンス	待機者 (優先入 所申込 者)数	待機者 (優先入 所申込 者)の割 合	施設からみた待機者(優先入所申込者)の判断基準							待機者(優先入所申込者)の待機場所				待機者(優先入所申込者)の要介護度				
		ユニット 個室	従来型 個室	多床室	合計					介護の 必要の 程度	家族の 状況	居宅サー ビスの利 用状況	認知症 の状況	虐待の ケース	待機期 間	その他	自宅	老健 施設	医療 機関	その他	要介 護1	要介 護2	要介 護3	要介 護4	要介 護5
1	北海道	88	0	62	150	437	年1回	26	5.9	○	○	○	○	○			9	5	10	2	0	0	7	11	8
2	福島県	0	0	80	80	237	年4回	2	0.8	○	○	○		○			1	1	0	0	0	0	0	2	0
3	千葉県	0	4	52	56	98	毎月 1回	34	34.7	○	○	○	○				12	11	9	2	3	2	7	13	9
4	神奈川県	85	0	100	185	639	毎月 1回	117	18.3	○	○	○				・長期入院後の 再入所 ・緊急性	41	68	4	4	0	0	22	62	33
5	新潟県	55	0	45	100	429	随時	46	10.7	○	○	○	○				22	4	20	0	0	0	10	18	18
6	静岡県	50	10	20	80	91	年6回	43	47.3	○	○		○				22	2	10	9	8	7	7	12	9
7	三重県	0	8	122	130	659	年1回	190	28.8	○	○	○	○	○			58	29	82	21	0	3	26	82	79
8	京都府	0	0	30	30	738	随時	16	2.2	○	○	○			○		10	3	3	0	0	0	8	6	2
9	兵庫県	100	0	0	100	406	年7回	150	36.9	○	○	○	○	○			55	32	42	21	0	0	0	101	49
10	鳥取県	90	0	0	90	247	毎月 1回	65	26.3	○	○	○	○				13	17	33	2	0	1	3	28	33
11	広島県	10	0	74	84	325	年4回	191	58.8	○	○	○	○	○	○		93	10	46	42	40	49	44	37	21
12	香川県	0	14	46	60	306	年6回	8	2.6	○	○	○	○		○		2	1	2	3	0	1	3	2	2
13	福岡県	0	0	50	50	142	年2回	108	76.1	○	○	○	○				23	30	37	18	15	23	37	18	15
14	大分県	57	0	19	76	131	年5回	40	30.5	○	○	○	○			緊急度	8	9	8	15	0	0	8	12	20
15	宮崎県	0	24	76	100	346	年1回	140	40.5	○	○	○	○				69	33	33	5	21	18	42	24	35
合 計		535	60	776	1,371	5,231		1,176	22.5	15	15	14	12	5	3	2	438	255	339	144	87	104	224	428	333
(構成比)		39.0	4.4	56.6													37.2	21.7	28.8	12.2	7.4	8.8	19.0	36.4	28.3

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月厚生労働省令)

第7条第2項

指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

○「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針」(平成14年8月老健局計画課長通知)における

入所の必要性を判断する基準

(1) 基準省令に挙げられている勘案事項

- ・ 「介護の必要の程度」については、要介護度
- ・ 「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなど

(2) その他の勘案事項

- ・ 居宅サービスの利用に関する状況

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

特別養護老人ホームの入所申込者42.1万人のうち、在宅で要介護度が重い申込者が6.7万人。要介護度3以下の申込者が24.3万人おり、在宅でない申込者も22.2万人いる。

単位：万人

	要介護1～3	要介護4～5	計
全体	24.3 (57.6%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	13.1 (31.2%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	11.1 (26.4%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)